

愛知県立海翔高等学校

生徒心得

愛知県立海翔高等学校の校風と新しい伝統は、ここに学ぶ者たちの高校生としての**自覚と誇り**に満ちた行動によって生み出される。本校が健全で品格ある人間形成の場となるよう、精進することとする。

そこで以下の具体的生活目標について、真摯に受け止め行動することを求める。

◎ 生活目標

- 1 挨拶の励行
- 2 よい身だしなみ
- 3 心身の鍛練
- 4 真剣な学習態度
- 5 家庭学習の習慣化

【 礼儀 】

他の人に対しては、真心と親しみを持って接し、品位ある言動に心掛ける。

- 1 校舎内で、先生や校外からの来訪者に会ったときは会釈をする。
- 2 生徒同士もお互いに親しみを持って挨拶をする。
- 3 異性交際では、互いの人格を尊重し、責任を持った行動に努める。
- 4 挨拶を含む日常の会話では、状況に応じた適切な言葉遣いに努める。
- 5 公衆道徳をわきまえて、明るい社会の建設に努める。

【 学習 】

授業を大切にし、真剣な態度で臨む。

- 1 授業開始のチャイムまでには教室に入り着席の上、授業の準備をする。
- 2 教科書・辞書等を自宅へ持ち帰り、家庭での学習に努める。
- 3 宿題、その他の提出物は期日を守る。

【 試験 】

考査は平素の成果を確認する機会でもあり、次の飛躍への出発点でもある。全力を傾け公正な態度で受験する。

- 1 考査中の座席は黒板に向かって右側より出席番号順に着席する。
- 2 机の中は空にしておく。
- 3 試験を無断、または正当な理由なく欠席しない。やむを得ない理由で欠席する場合は速やかに学校へ届ける。病気等による欠席の場合はそのことが分かる文書等を提出する。
- 4 定期考査の実施期日は下記のとおり、年間5回実施する。

・第1学期中間考査	5月中旬
・第1学期期末考査	6月下旬
・第2学期中間考査	10月上旬
・第2学期期末考査	11月下旬
・学年末考査	3年 1月下旬
	1・2年 2月中旬

【 出欠席・忌引き等 】

- 1 始業の5分前に登校するよう心がける。(8時35分始業チャイム)
- 2 正当な理由なく遅刻・欠席・欠課等をしてはならない。また始業時から終業時まででは許可なく校外に出ない。
- 3 欠席・遅刻をする場合には必ず保護者から学校に連絡を入れる。

○きずなネット (～8:15)
○電話 (8:00～8:20)

- 4 早退をする場合には、所定用紙に必要事項を記載し担任の許可を受け下校する。
- 5 就職や大学等の受験、公式試合、法律に定められた疾病やラケーション等学校が認めた場合は、欠席にはならない。但し、授業は欠課となる。
- 6 病気欠席が引き続き1週間以上にわたるときは、医師の診断書等を提出する。

7 忌引きの日数は原則次のとおりである。

父 母	・	・	・	・	・	・	7日以内
祖父母	・	・	・	・	・	・	3日以内
兄弟姉妹	・	・	・	・	・	・	3日以内
おじ又はおば	・	・	・	・	・	・	1日
父母の法要	・	・	・	・	・	・	1日
曾祖父母	・	・	・	・	・	・	1日
※但し、授業は欠課とする。							
※土日祝日は含まない。							

【 登下校 】

通学には制服を着用し、生徒身分証明書を携帯する。また、交通ルールを遵守し、事故のないように心掛ける。

- 1 登下校は、徒歩または自転車、公共交通機関の利用によるものとする。
- 2 交通法規、交通道徳を守り、積極的に安全の確保と事故防止に努める。
- 3 自転車通学を希望する場合は、学校の許可を受ける。自転車は防犯登録したものに限り、ヘルメットの着用に努める。
- 4 通学カバンについては、スポーツバッグやリュックの形状でもよい。高価なものは避ける。

【 所持品 】

- 1 学習に直接関係のない書籍類や物品を所持しない。(漫画本、ゲーム機等)
- 2 貴重品や多額の現金を校内に持ち込まない。やむを得ぬ理由により持参した時は、担任に申し出るか、個人ロッカー等を利用(南京錠)し自己責任で管理をする。
- 3 所持品には記名し、個人ロッカーなどで保管する。

【 校内生活 】

- 1 教室及び廊下では騒ぐことなく、他の迷惑にならないよう心掛ける。
- 2 公共物を大切にす。万一破損又は汚損した場合には速やかに担任に申し出て指示を受ける。状況に応じて弁償する。
- 3 清掃その他自分の与えられた役割には責任感と誠意をもって取り組む。
- 4 施設や備品を使用する場合は関係の先生に願い出て許可と指導を受ける。
- 5 火気の使用は、担当の先生の指導の下に限る。

6 休日における生徒のみでの学校施設の使用は認めない。

7 金銭の無断徴収、金品の授受、貸し借りを禁止する。

8 下校時間は原則として午後5時とする。

【 校外生活 】

- 1 社会通念上好ましくない場所への出入りをしない。
- 2 外出するときは行先、帰宅時間を家族に告げる。夜間はみだりに外出しない。
- 3 在学中は原付、自動二輪、自動車等の「免許をとらない・乗らない・買わない・他人の車に乗せてもらわない」(四ない運動の遵守)
但し、3年生の進路決定者の普通自動車の免許取得については別途周知する。
- 4 飲酒、喫煙、シンナー等の乱用は違法行為であり、絶対にしない。また危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物にも一切関わりを持つてはならない。

【 届出を要する事項 】

- 1 住所の移動、その他身上の変動等があった場合は速やかに担任に届ける。
- 2 卒業、在学、成績、身分等の証明並びに学校生徒旅客運賃割引証などの交付を願い出る場合は、所定の手続きを行う。
- 3 アルバイトをする場合は、**事前に届け出る**。

【 奨学金・就学支援金について 】

奨学金制度及び就学支援金制度を利用しようとする者は、担任に相談し所定の手続きを行う。

【 安心・安全の確保について 】

校内外での盗難被害の防止のために、以下のことに心掛ける。

- 1 自転車は路上等に放置せず、駐輪場や自転車預かりを利用し、複数の鍵(ツーロック)で施錠する。
- 2 貴重品や多額の現金を校内に持ち込まない。やむを得ぬ理由により持参した時は、担任に申し出るか、個人ロッカー等を利用(南京錠)して自己責任で管理をする。

学習の心得

- 1 授業開始のチャイムまでには教室に入り、着席の上授業の準備をする。
- 2 身だしなみを整え、授業に臨む。
- 3 授業に必要な物は机の上に置かない。
- 4 私語は慎み、学習に専念する。
- 5 授業中は許可なく席を離れない。
- 6 宿題、その他の提出物は期日を守る。

試験に関する生徒心得

- 1 受験に際しては、日常の学習成果を十分に発揮し、不正と疑われる行為は慎む。
- 2 考査時間割発表後から考査終了までは職員室・準備室に入ってはならない。
- 3 考査時間割発表後から考査終了までは、特に勉強に力を注ぐこととし、同期間の部活動は、原則として行わない。
- 4 考査期間中は特に遅刻や欠席をしないように努める。
- 5 保健室受験は原則として認めない。
- 6 考査中の座席は黒板に向かって右側より出席番号順に着席する。
- 7 机上の落書き、机中のプリント、メモ等を残しておかない。
- 8 答案用紙には、最初に組・番号・氏名を記入し、提出前に再確認する。
- 9 試験中は次の行為をしてはならない。
 - (1) 用具の貸し借り
 - (2) 下敷き、タオル、ひざ掛けの使用
 - (3) 私語、わき見
 - (4) 特別の事情なく途中退室すること<トイレは休み時間に必ず済ませておく>
- 10 試験中、必要ある時は、手を挙げ考査監督者の許可を得て座ったまま発言する。
- 11 遅刻者は、必ず職員室で指示を受ける。他の生徒に迷惑を掛けないように、良識に基づいて静かに行動する。
- 12 終了の合図と共に鉛筆を置き、最後列の生徒は番号順に答案用紙を集めて整理し、考査監督に手渡しする。
- 13 これらの心得を軽んじ考査監督の指示に従わないなど正常な考査の実施を妨げた者は、退場を命ぜられ、特別指導とする。

- 14 次の行為は不正行為とみなす。
 - (1) 考査内容に関する物品の所持、机上への書き込み
 - (2) 情報端末機器(スマートウォッチ、スマートフォン等も含む)・音楽機器全般(イヤホンも含む)等の所持
 - (3) 他人の答案を見る、他人に見せること
 - (4) 返却された答案への不正な書き込み
- 15 不正行為をした者の取り扱いは次のとおりとする。
 - (1) 不正行為を行った者は、不正行為に使用した物と答案用紙を考査監督に預け、それ以降の解答はできない。
 - (2) 不正行為があった時は、原則としてその当該科目の評点(素点+平常点)は0点とする。
 - (3) 発覚以降から考査期間終了まで別室受験となる。
- 16 定期考査の欠席者は、以下のように扱う。
 - (1) 病気等による欠席の場合は、そのことが分かる文書等(医師の診断書または日付・本人の氏名・病院名等が入った証明となるもの)を担任に提出する。伝染病等による出席停止、忌引き等による欠席の場合は、事前に担任を通じて教務へ届ける。
 - (2) 上記のように、やむを得ない理由で欠席をし、必要な手続きを行った生徒には、原則として直近の定期考査の持ち点を基準に見込み点を与える。
 - (3) その他特別な場合は、事前に担任を通じて教務へ届け出る。この場合の扱いは別途審議する。
 - (4) 無断欠席の場合は素点を0点とする。

自転車通学

本校では、生徒の登下校時の安全確保と自転車盗難防止等のために、自転車点検を実施し、整備された自転車に貼り付ける本校指定のステッカーを発行している。

- 1 道路交通法を守り、安全なルートを決め、通学する。他人の迷惑となる運転(並列運転など)はしない。万一の事故等に備え自転車保険には加入すること。
- 2 自転車はクラスごとに指定された自転車置場に整理整頓し施錠の上、駐輪する。

- 3 駅またはバス停から自転車を利用する場合は、路上等に放置せず、駐輪場や自転車預かり所に依頼し、契約する。
- 4 整備項目については、次のとおりとする。
 - ブレーキ 前照灯 呼び鈴
 - 雨合羽 鍵（ツーロック）
 - 防犯登録 ステッカー
 - ヘルメット（推奨）
 ※ドロップハンドルの使用不可
 ※ハブステップの使用不可
- 5 自転車を替える場合は、担任に申し出る。自転車点検後、ステッカーを発行する。
- 6 自転車の交通安全指導
 - 二人乗り 信号無視 傘さし運転
 - 並進 無灯火 一時不停止
 - ながら運転（イヤホン・スマートフォン）
 ※上記指導項目以外についても、自他の命を守るために歩行者の右側通行、自転車の左側通行など、交通ルール・交通マナーを守り、安全に登下校すること。
 ※度重なる交通違反に関しては、段階的な指導を行う。

服装等について

服装はこの規定によるものとし、清潔に保つよう心掛ける。

制服はすべて指定業者から購入したものを使用する。

- ブレザー
- シャツ（長袖又は半袖）
- ズボンまたはスカート
- ネクタイ着用（式典、その他行事等）
- ベストまたはセーター

冬服・夏服の期間は指定しない。

- 1 指定業者以外から購入したもの、又は変造したものは制服とは認めない。
 ※加工・変造した場合は再購入となる。
- 2 式典など学校が指示した日はその制服を着用する。
- 3 全校集会や学年集会等で服装指導を行うので制服のふさわしい着用について十分理解する。

防寒着について

- 1 防寒着の着用期間
 原則11月1日から3月31日
 ただし、気温の変化等により期間を変更する場合は生徒指導部から連絡する。
- 2 注意事項
 - ・防寒着やマフラー等は防寒の目的で着用することを許可する。
 - ・防寒着はブレザーの上から着用する。
 - ・コート、ウィンドブレーカー、ダウンジャケット等を許可する。
 - ・色については正装にふさわしいものとする。
 - ・ジャンパー（革ジャン、スカジャン）類の着用はしない。
 - ・ストッキング、タイツを使用する場合は、正装にふさわしいものとする。
 - ・レグウォーマー、帽子（ニット帽）は使用しない。
- 3 その他
 * 防寒着等で不明な点があれば、生徒指導部に相談すること。

膝掛の使用について

- ・防寒着の着用期間に限り許可する。
- ・使用は教室のみとする。
- ・移動時の使用や不適切な使用をしない。
- ・式典や集会、考査時等での使用は原則として認めない。

身だしなみについて

- 1 通学靴について
 - ・「運動靴または黒の革靴」を標準とする。
- 2 ソックスについて
 - ・色や長さについては、正装にふさわしいものとする。
 - ・ルーズソックスや派手な刺繍入りなどは認めない。
- 3 化粧・アクセサリーについて
 - ・化粧は認めない。
 - ・ピアスなどのアクセサリー等、装飾品類の着用は認めない。
- 4 異装について
 - ケガ等の理由で、制服の着用が困難となった場合は、登校前に相談すること。

頭髪指導

- 1 社会通念上、節度ある高校生活を送る上でふさわしい清潔な頭髪であること。
- 2 カール、パーマ、付け毛、染色、脱色、そり込み、ライン、左右の長さが異なる髪型極端な段差（短い部分と長い部分の頭皮の透け具合が異なる）などは認めない。
- 3 髪留等は、黒、紺、茶を基調とする。

<保護者の方へ頭髪指導のお願い>

本校では、日常的に頭髪について指導を行い、生徒の自覚を促しています。しかしながら、指導を繰り返しても改善がみられない場合、また改善の程度が不十分であった場合、保護者に連絡の上、頭髪の状況を十分に改善した状態で登校するよう家庭での指導をお願いしています。お子様の健全な学校生活のため御理解・御協力をお願いいたします。

遅刻防止指導

- 1 8時35分以降に教室に入室する場合は、職員室で入室許可証を受け取ること。
※遅刻をしないよう8時25分までに校門を通過すること。
- 2 「時間を守る」ことを身につけさせるため、度重なる遅刻に関しては、段階的な指導を行う。

具体的な指導について

学校生活（休日、長期休業中の部活動・校外実習等も含む）において次の項目を段階的に指導する。

- 1 身だしなみ（登下校時を含む）
- 2 制服の着こなし（登下校時を含む）
 - (1) ズボン基準
 - ・腰骨の上にズボンのウエストがくること。
 - ・ベルトは装飾がなく黒・茶を基調とする。
 - (2) スカートの基準
 - ・スカートの丈(前後の長さ)が、膝の中心となること。

- ・スカートを折り曲げない。
 - ・ベルトは使用しない。
- 3 不要物品の持ち込み
 - 4 スマートフォン等の使用（学校敷地内を対象とする）
 - ・敷地内では使用を認めない。登校の際、敷地内に入る前に電源を切り、鞆またはロッカー（南京錠）にしまっておく。
 - 5 授業準備違反
 - ・授業に必要なものは、授業開始のチャイムが鳴り終わるまでに机上に準備する。

特別指導について

- 1 特別指導とは、生徒が問題行動を起こした場合に、当該生徒に対して行う特別な指導措置のことをいう。
- 2 特別指導に該当する行為は、次のとおりとする。

<反社会的行為>

法律に違反する行為

<生徒心得に違反する行為>

- (1) 無断免許取得等四ない違反
(免許をとらない。乗らない。買わない。乗せてもらわない。)
- (2) 指導拒否・非礼行為
- (3) 怠学・怠業
- (4) 不正行為
- (5) 深夜徘徊等
- (6) SNSへの不適切な投稿
- (7) その他

生徒心得の見直しに関する 取組について

- 1 学校側が中心となって、学校評議員会、PTA諸会議、生徒会に対し、これまでの生徒心得に関して、生徒の状況や社会の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、それを踏まえ改定した。
- 2 生徒、保護者との共通理解を図るとともに、必要な見直しに向けた取組を促すため、現行の生徒心得を学校のWebページに掲載するとともに、合格者登校日において内容等について説明する機会を設ける。
- 3 生徒心得の見直しの手続き
 - (1) 生徒会は、生徒心得の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒心得の変更を求めることができる。
 - (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会でその内容を議論する。
 - (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会での議論、本校でのスクールポリシーを踏まえ、生徒心得の変更について決定する。